

令和6年分所得税の定額減税制度

～税負担の軽減と給与担当者が取り組むべき業務について～

急激な物価の上昇への対応や経済活動の活性化を図るために、政府が令和6年度税制改正を行い、令和6年分の所得税と住民税について税額の特別控除（定額減税）が実施されることになりました。

原則として、令和6年6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から控除される方法で行うことになっていますので、定額減税の概要や給与計算の具体的な方法、そして給与担当者が行う業務について解説していきます。

出典・参考 国税庁「定額減税 特設サイト」
総務省「個人住民税における定額減税について」
日本年金機構「公的年金から源泉徴収される所得税等の定額減税」

定額減税の所得税・住民税減税についての概要

今回の特集では**所得税の減税**についてを中心に説明します。住民税や公的年金の減税については各種対応のHP（P4にQRコードを記載）より、詳細をご確認ください。

	所得税の控除 (本人、同一生計配偶者及び扶養親族1人につき3万円)	住民税の控除 (本人、同一生計配偶者及び扶養親族1人につき1万円)
給与所得者	2024年6月1日以後の徴収分より、本人、同一生計配偶者及び扶養親族1人につき3万円を税額から控除される。(6月分で引ききれない場合は以降の税額から順次控除される)	2024年6月分の徴収は無し。本来の年税額から1万円を引いた額を11分割し、2024年7月から2025年5月の11か月間で徴収される。
事業所得者	予定納税がある場合は2024年7月の第一期から控除される。(引ききれない場合は2024年11月の第二期から控除) 予定納税がない場合は確定申告の際に控除する。	2024年6月徴収分より、本人、同一生計配偶者及び扶養親族1人につき1万円を徴収額から控除される。(6月分で引ききれない場合は8月分以降の税額から順次控除される)
年金所得者	2024年6月1日以後の徴収分より、本人、同一生計配偶者及び扶養親族1人につき3万円を税額から控除される。(6月分で引ききれない場合は以降の税額から順次控除される)	2024年10月徴収分より、本人、同一生計配偶者及び扶養親族1人につき1万円を徴収額から控除される。(10月分で引ききれない場合は12月分以降の税額から順次控除される)

以下、所得税の具体的な対象者や減税額、計算方法については次のとおりになります。

1.対象者 定額減税を受けることができる方は、次のいずれにも該当する方です。

- 令和6年分の所得税の納税者である方（居住者に限りです）
- 令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方
※合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる方についても、6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額が控除されます。この場合、年末調整又は確定申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われます。

2. 定額減税額

- 本人（居住者に限りです） **30,000円**
- 同一生計配偶者又は扶養親族（いずれも居住者に限りです） **1人につき30,000円**

★ワンポイント 各種用語について★

・「同一生計配偶者」

月次減税額の計算の対象となる同一生計配偶者とは、納税者と生計を一にする配偶者（※）で、年間の合計所得金額が48万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が103万円）以下の人をいいます。

※青色申告者の事業専従者の場合は、その年を通じて一度も給与の支払を受けていない人、又は白色申告者の事業専従者でない人。

・「扶養親族」

月次減税額の計算の対象となる扶養親族とは、次の4つの要件のすべてに当てはまる人をいいます。

(1)配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます）

又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人であること。

(2)納税者と生計を一にしていること。

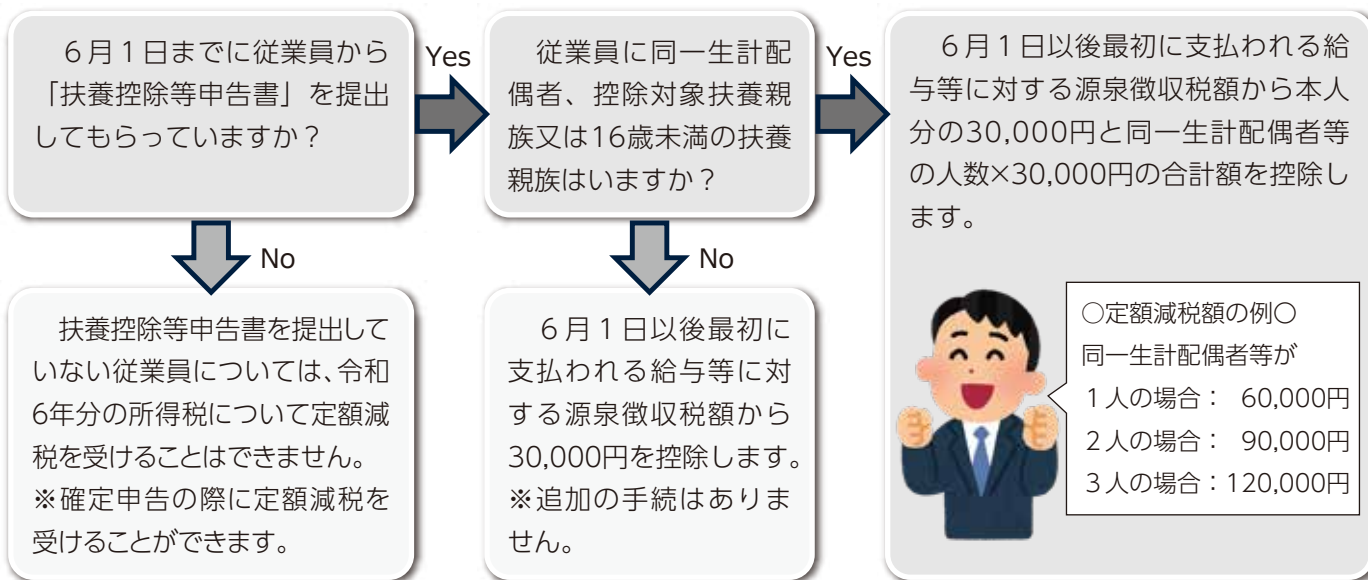
(3)年間の合計所得金額が48万円以下であること。

(4)青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと、又は白色申告者の事業専従者でないこと。

※所得税法上の控除対象扶養親族だけでなく、16歳未満の扶養親族も計算の対象となります。

3.給与所得者に対する実施方法（フローチャート）

STEP1 定額減税・定額減税額の確認



STEP2 必要な手続きの確認

